

境内より信より横といふ稲荷の二字
を音に唱ふや女を仕るものあり
能又十石信を語ふれりといふ女別当
かとの形やに月十五日社事あり

<sup>此字
二</sup>日本逸史才三十三天長二年の条下に以
女爲祢宜といふ事もあり

一 磐戸大明神

境内にあり多神子力雄命とを勧請の事
記詳なり是社家一人有

右の外郡中に多神多無きれば略之

羽翼要害并行程記

健甕天皇^{七代}の

御宇当郡より天壽(奏)て郡中に十

八ヶ所(稲荷)を勧請しる事ありけり

国史より見(む)延喜式社名帳に秋田郡の

社名は見(む)

一 天徳寺 禪宗

境内にありて能三石なり六十二代

村上天皇天徳年中の事創なりといふ人

あり予いへば此なる記文を見む追て尋(ね)